

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成29年度
計画主体	いの町

いの町鳥獣被害防止計画

【連絡先】

担当部署名 産業経済課

所在地 高知県吾川郡いの町1700-1

電話番号 088-893-1115

FAX番号 088-893-1440

メールアドレス sankei@town.ino.kochi.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、サル、カラス類（ハシブトガラス、ハシボソガラス、ミヤマガラス）、ハクビシン、アナグマ、カワウ
計画期間	平成 30 年度～平成 32 年度
対象地域	高知県いの町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(平成 28 年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	稲	11.28ha
	芋類	1.42ha
	野菜・山菜	6.39ha
	果樹	1.79ha
ニホンジカ	稲	0.20ha
	野菜・山菜	0.28ha
	造林木	0.20ha
サル	稲	4.40ha
	麦類	0.04ha
	芋類	1.74ha
	野菜・山菜	3.29ha
	果樹	1.08ha
カラス類	稲	0.12ha
	野菜・山菜	0.32ha
	果樹	0.62ha
ハクビシン	豆類	0.01ha
	果樹	2.04ha
	野菜・山菜	1.14ha
アナグマ	豆類	0.01ha
	果樹	0.02ha
	野菜・山菜	1.30ha
カワウ	アユ・アメゴ	—

※被害面積については鳥獣捕獲申請に記載されている数値及び聞き取りを行った数値であり、当町の鳥獣捕獲許可の交付については大部分が予察計画に基づき行われているため、上記の被害面積はごく一部であると考えられる。

※カワウについては河川一体での被害になるため数値は計上せず。

(2) 被害の傾向

イノシシ

・被害については、年間を通じて起きており、主に3～5月にかけてのタケノコへの被害、7～10月頃にかけての水稻、イモ類への食害が多い。また、餌であるミミズなどを獲るため畑などの掘り起こし被害も発生している。

被害区域については町内全域である。また近年では耕作放棄地の増加に伴い、人家付近の田畑まで侵入するケースが多々あり、被害は年々増加している。

ニホンジカ

・被害については主に造林木(スギ、ヒノキ)が被害を受けている。本川の桑瀬地区で多く被害を受けている。その他にも吾北、勝賀瀬などで被害を受けている。

サル

・被害については、年間を通じて起きており、被害区域もいの町全域である。山間部、中山間部での被害が多いが伊野地区の比較的住宅地に近い区域でも出没が見られる。

カラス類

・町内全域で被害が起こっている。特に池ノ内地区での被害が多く、夏場にかけて梨やスイカなどの高級果物が被害を受けている。

ハクビシン

・町内全域、特に伊野地区での被害が多い。被害作物としては主に果樹・野菜であり、マンゴーなどの高級果物、とうもろこし等が被害を受けている。他の鳥獣被害と比較しても市街地での被害が多く見受けられる。

アナグマ

・類似のハクビシン程ではないが、町内全域で被害が見受けられる。被害作物としては露地野菜がメインである。

カワウ

・主に仁淀川流域(伊野地区、吾北地区)のアユや吉野川流域(本川地区)のアメゴが被害を受けている。1羽当たり1日に500グラム程度のアユを食するというデータもあり、被害は深刻である。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値(平成 28 年度)	目標値(平成 32 年度)
	被害金額	
イノシシ	3,627 千円	2,644 千円
ニホンジカ	529 千円	386 千円
サル	2,920 千円	2,129 千円
カラス類	345 千円	252 千円
ハクビシン	739 千円	539 千円
アナグマ	182 千円	133 千円
カワウ	1,050 千円	765 千円
	被害面積	
イノシシ	20.88ha	15.22ha
ニホンジカ	0.68ha	0.50ha
サル	10.55ha	7.69ha
カラス類	1.06ha	0.77ha
ハクビシン	3.19ha	2.33ha
アナグマ	1.33ha	0.97ha
カワウ	—	—

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取り組み	<p>以前より、捕獲班が整備されていたため、被害地域に応じてそれぞれの捕獲班が捕獲を行っている。また町独自の対策として町内の猟友会と委託契約を締結し、年間 140 日以上での巡視と被害があった場合の捕獲対応を依頼している。</p> <p>その他にもわな免許取得に係る受験料及び猟友会の開催する講習会に係る費用等を町が補助し、免許取得を推進することで捕獲者の確保、促進を行っている。</p>	<p>猟友会員の高齢化に加え会員が減少しているため、被害箇所が広範囲になる場合の捕獲者が不足している。</p>
防護柵の設置等に関する取り組み	<p>当町では、鳥獣被害緊急対策事業の一環として、電気柵、トタン等の防護柵設置者に対し、資材費の半額補助(上限 50,000 円、認定農業者については追加補助あり)を行っている。</p>	<p>電気柵の設置によるイノシシの防除については効果が出ているが、サルについては対処にコストがかかるため費用対効果といった側面からも防護柵の設置があまり進んでいない。</p>

(5) 今後の取組方針

いの町における、農林水産物への被害は主にイノシシ、ニホンジカ、サル、カラス類、ハクビシン、アナグマ、カワウである。近年は捕獲と防除の両面から対策を行っており、この中でも比較的対処が容易なイノシシについては、少しずつではあるが効果が出ている。しかし、銃器を使用して捕獲を行うサルやカラス類、ニホンジカについては多くの人員や出動回数の確保が必要になること、また、防除に関するコストが高いことを主要因として、その対策に苦慮しているのが現状である。そのため、今後は鳥獣被害対策実施隊員を中心に捕獲体制の確立を図り、捕獲活動や被害防止対策の指導を行うとともに、猟友会と連携した捕獲者の確保を図るものとする。更にはわな猟免許の取得に係る補助制度や、電気柵、トタン等の防除に係る補助制度についても町の広報等で周知することで対策を進めていく。

なお、カラス類、ニホンジカについては、近隣の市町村や関係機関とも連携をとり、早急な対策を進めていく。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣被害対策実施隊 ・ いの地区猟友会 	<p>農林業者等から依頼があった場合、鳥獣被害対策実施隊や各地区で結成された捕獲班に鳥獣捕獲許可書を交付し鳥獣の捕獲を行う。また、鳥獣被害対策実施隊員のうち、主に対象鳥獣の捕獲に従事する者を対象鳥獣捕獲員に任命する。</p> <p>なお、鳥獣被害対策実施隊員の体制、規模等については、6の(3)のとおり。</p>
--	--

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
30	イノシシ ニホンジカ サル カラス類 ハクビシン アナグマ カワウ	<p>いの町有害鳥獣被害対策協議会の構成員である各地区猟友会と連携し、捕獲隊の整備を行い、体制を充実させていく。</p> <p>また町独自としては、わな猟免許取得に係る補助を行うことで捕獲者の確保、また農林水産業等への従事者の自衛手段の方法を確立する。</p>
31	イノシシ ニホンジカ サル カラス類 ハクビシン アナグマ カワウ	<p style="text-align: center;">〃</p>
32	イノシシ ニホンジカ サル カラス類 ハクビシン アナグマ カワウ	<p style="text-align: center;">〃</p>

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

① イノシシ

いの町における近年の捕獲頭数は 400 前半～600 前半であり、年度毎に若干の変動がある(捕獲頭数平成 26 年度 552 頭、平成 27 年度 633 頭、平成 28 年度は 421 頭)。今後の計画については、現在の被害状況を考慮し、過去 3 年で最も捕獲頭数の多い平成 27 年度の実績と同程度の 650 頭を計画している。

② ニホンジカ

いの町におけるニホンジカの捕獲頭数は(平成 26 年度 161 頭(有害 103 頭+狩猟期 58 頭、平成 27 年度 134 頭有害 100 頭+狩猟期 34 頭、平成 28 年度 161 頭有害 114 頭+狩猟期 47 頭)急激ではないもののほぼ一定の数字で推移している。林産物を中心に同程度の被害を見込み年間 160 頭を見込む。

③ サル

サルの捕獲頭数は増加傾向である(捕獲頭数平成 26 年度 126 頭、平成 27 年度 242 頭、平成 28 年度 201 頭)。今後の計画についても、現在の被害状況を考慮し、250 頭を見込む。

④ カラス類

近年の捕獲羽数については、流動的である(捕獲羽数平成 26 年度 1,244 羽、平成 27 年度 1,752 羽、平成 28 年度 1,115 羽)。農作物への被害は減少傾向にはないので、今後も捕獲羽数は流動的であると考えられる。そのため、過去 3 年間のおおよその平均値である 1,400 羽を見込む。

⑤ ハクビシン

平成 28 年度から捕獲報償金の対象になったこともあり、捕獲報告が以前より正確に把握できるようになってきたが(平成 28 年度 39 頭)、被害の情報は多いため、捕獲頭数はごく一部であると推測される。そのため報償金の対象になり 2 年目であることを鑑み平成 28 年度の捕獲実績より増の 50 頭を見込む。

⑥ アナグマ

ハクビシン同様、平成 28 年度から捕獲報償金の対象になったため、捕獲報告はより正確に把握できるようになったが(平成 28 年度 27 頭)、多くの被害報告があることを鑑み平成 28 年度の捕獲実績より増の 50 頭を見込む。

⑦ カワウ

以前よりアユやアメゴの食害が著しく、年々被害が増加している。前述のとおり、1羽が1日当たりに食するアユの量は500グラム（体重の3～4分の1）といわれ、さらに、他の魚食性の鳥に比べ、集団で飛来し大量に食べてしまう事が被害をより拡大させている。過去3年のデータの平均をもとに（捕獲羽数平成27年232羽、平成28年161羽、平成29年163羽）190羽を見込む。

※カワウの捕獲数については暦年の数字

※捕獲数は仁淀川漁業協同組合のデータ

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	30年度	31年度	32年度
イノシシ	650	650	650
ニホンジカ	160	160	160
サル	250	250	250
カラス類	1400	1400	1400
ハクビシン	50	50	50
アナグマ	50	50	50
カワウ	190	190	190

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
いの町	対象鳥獣については、既に県から権限が委譲されている。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	30年度	31年度	32年度
イノシシ	電気柵、ネット柵、トタン柵等を各個人が必要に応じて設置	電気柵、ネット柵、トタン柵等を各個人が必要に応じて設置	電気柵、ネット柵、トタン柵等を各個人が必要に応じて設置
ニホンジカ	〃	〃	〃
サル	〃	〃	〃
カラス類	〃	〃	〃
ハクビシン	〃	〃	〃
アナグマ	〃	〃	〃

(2) その他被害防止に関する取組

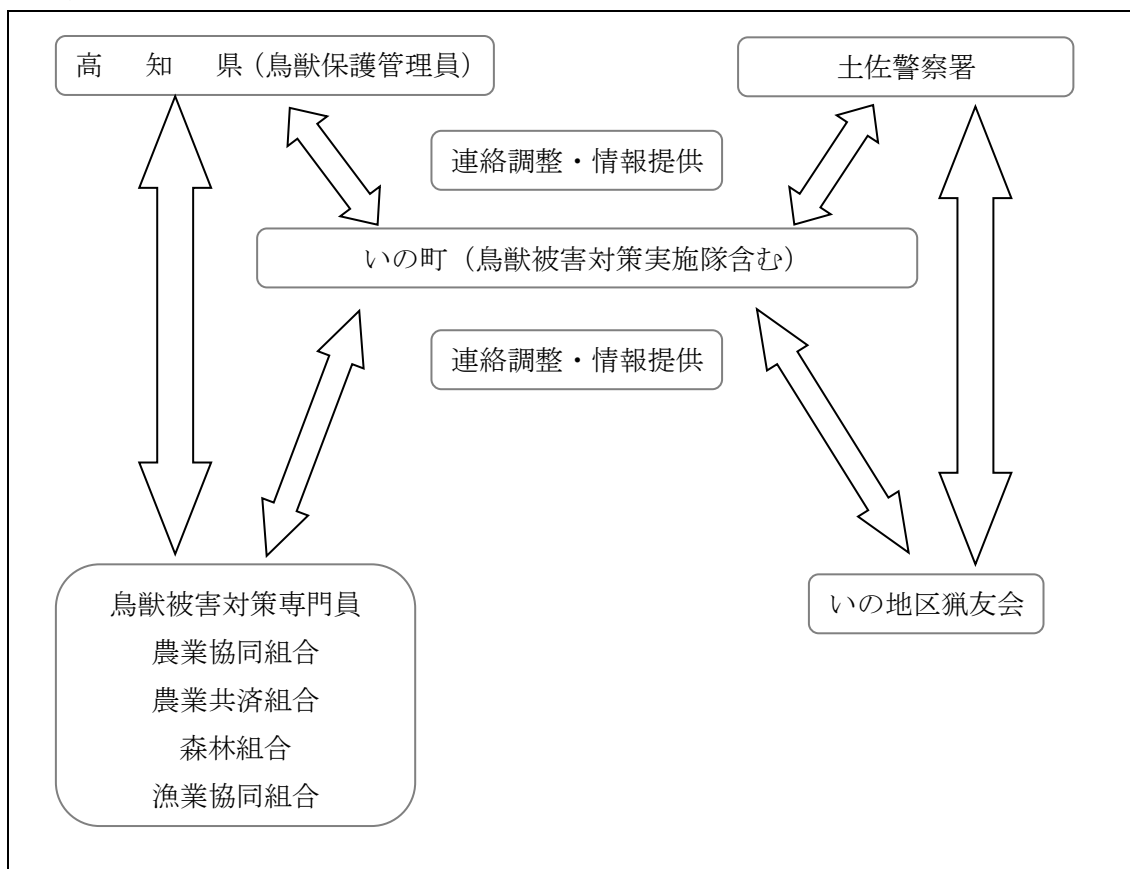
年度	対象鳥獣	取組内容
30	イノシシ ニホンジカ サル カラス類 ハクビシン アナグマ カワウ	猟友会及び関係機関、町民と協議を重ね、農林作物への被害軽減かつ町民が安心して生活できる環境の保全を図るものとする。
31	〃	〃
32	〃	〃

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
いの町 産業経済課	主に伊野地区での情報収集、現地調査、関係機関との連絡調整。
いの町 吾北総合支所 産業課	主に吾北地区での情報収集、現地調査、関係機関との連絡調整。
いの町 本川総合支所 産業建設課	主に本川地区での情報収集、現地調査、関係機関との連絡調整。
いの町 森林政策課	森林被害情報の収集と提供、関係機関との連携。
鳥獣被害対策実施隊	地域巡回、情報収集・提供、捕獲班の調整・出動。
高知中央森林組合	野生鳥獣による森林被害の情報の提供。
コスモス農業協同組合	伊野・吾北地区における農業被害の情報提供。農業従事者への被害対策の周知や営農指導。
土佐れいほく農業協同組合 本川店	本川地区における農業被害の情報提供。農業従事者への被害対策の周知や営農指導。
仁淀川漁業協同組合	仁淀川流域における水産物被害の情報提供。
いの町本川漁業協同組合	吉野川流域における水産物被害の情報提供。
いの地区猟友会	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施を行う。
伊野地区鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連情報の提供と鳥獣の保護に関する業務を行う。
吾北地区鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連情報の提供と鳥獣の保護に関する業務を行う。
本川地区鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連情報の提供と鳥獣の保護に関する業務を行う。

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	いの町有害鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
いの町 産業経済課	事務局および主に伊野地区での鳥獣被害対策や各機関との連携。
いの町 吾北総合支所 産業課	事務局および主に吾北地区での鳥獣被害対策や各機関との連携。
いの町 本川総合支所 産業建設課	事務局および主に本川地区での鳥獣被害対策や各機関との連携。
いの町 森林政策課	森林被害情報の提供及び各機関との連携。
高知中央森林組合	野生鳥獣による森林被害の情報の提供。
コスモス農業協同組合	伊野・吾北地区における農業被害の情報提供。農業従事者への被害対策の周知や営農指導。
土佐れいほく農業協同組合 本川店	本川地区における農業被害の情報提供。農業従事者への被害対策の周知や営農指導。
仁淀川漁業協同組合	仁淀川流域における水産物被害の情報提供。
いの町本川漁業協同組合	吉野川流域における水産物被害の情報提供。
いの地区猟友会	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施を行う。
伊野地区鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連情報の提供と鳥獣の保護に関する業務を行う。
吾北地区鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連情報の提供と鳥獣の保護に関する業務を行う。
本川地区鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連情報の提供と鳥獣の保護に関する業務を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
高知県中山間振興・交通部鳥獣対策課	有害鳥獣捕獲及び被害防止対策に関する情報交換及び技術的指導
高知県鳥獣保護管理員	有害鳥獣捕獲に関する情報提供
高知県鳥獣被害対策専門員	有害鳥獣被害に関して捕獲及び被害防止対策の技術的指導及び普及活動

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置日：平成25年9月1日

任期：1年（ただし再任は妨げない）

構成：町職員7名（うち、対象鳥獣捕獲員3名）※平成29年4月現在

実施隊が行う被害防止施策：集落点検見回り、対象鳥獣捕獲、追い払い、広報、啓発等

事務局：いの町産業経済課

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲をした鳥獣は捕獲者各自で埋設、又は食用として利用する。

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし